

恵庭市告示第117号

恵庭市農業経営基盤強化促進基本構想（以下「基本構想」という。）を変更したので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第6項及び同法施行規則第6条の規定により公告する。

尚、変更後の基本構想は、恵庭市経済部農政課において保管する。

令和5年9月28日

恵庭市長 原 田

